

議員発議案第1号

宮崎県議会委員会条例の一部を改正する条例

宮崎県議会委員会条例（昭和31年宮崎県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務政策常任委員会</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ～ク [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(常任委員会の名称等)</p> <p>第2条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務政策常任委員会</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>ウ 宮崎国スポ・障スポ局に関する事項</u></p> <p><u>エ～ケ</u> [略]</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。